

令和4年度

荒川中部農業水利事業
花園揚水機場改修その2工事

土木特別仕様書

関東農政局 荒川中部農業水利事業所

第1章 総 則

令和4年度 荒川中部農業水利事業 花園揚水機場改修その2工事の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」及び「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、荒川中部農業水利事業に基づき花園揚水機場を改修するものである。

2. 工事場所

埼玉県深谷市小前田地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

(1) 吸水槽

1) 本土工 一式

(2) 導水幹線水路接続工

1) 管体工 FRPM5種管、呼び径φ2400mm、L= 7.190m

(3) 管体工

1) 吐出し管 鋼管、STW400、呼び径φ200、φ250、φ400、φ450、φ600mm、L= 34.758m、

2) 原宿用水路 鋼管、STW400、呼び径φ600mm、L= 46.357m

3) 小前田用水路 鋼管、STW400、呼び径φ400mm、L= 40.417m

4) 武蔵野用水路 鋼管、STW400、呼び径φ400mm、L= 56.656m

硬質塩ビ管、VU、呼び径φ400mm、L= 94.852m

(4) パイプライン付帯工

1) 流量調整弁室 1箇所

2) 空気弁工 2箇所

3) 排泥工 1カ所

(5) 場内整備工

1) ネットフェンス 一式

2) 場内舗装 一式

3) 場内排水工 L=114.5m、U-300A

4) 片開き引戸 W=5.00m、2カ所

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

(1) かんがい用水量の確保

導水幹線水路に関する工事は、かんがい期間中（4月から9月末日）所定の用水量が通水されることから、これに支障がないようにすること。

(2) ポンプ設備、機械設備

ポンプ設備と機械設備工事は、通水を行うために令和6年3月末日までに完成させなければならない。

2. 工事期間中の休業日

工事期間中の休業日としては、雨天・休日等を月当たり12日/月を見込んでいる。

なお、休業日には、土曜日、日曜日、祝日、大型連休、夏期休暇、年末年始休暇を含んでいる。

3. 工事を施工しない日

原則、土曜日及び日曜日、大型連休（5月2日～5月6日）、夏期休暇（8月8日～8月12日）、年末年始休暇（12月29日～1月3日）。

ただし、週休2日の取得に要する費用の計上の試行工事のうち週休2日の実施を取り組む工事については、提出する実施計画書によるものとする。

なお、冬期間の気象条件等により上記の工事を施工しない日においてやむをえず施工が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。

4. 工期

本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者の確保などが図れる余裕期間と実工期を合わせた全体工期を設定した工事であり、発注者が示した工事完了期限までの間で、受注者は工事の始期（工事開始日）及び終期を任意に設定できる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、別記様式により、工事の始期及び終期を通知しなければならない。

ただし、受注者は、発注者が本工事の積算上の工期としている837日間よりも短い期間を工期として設定しようとする場合には、落札決定後、速やかに別記様式と併せて、休日を確保していることや適切な工程になる工事であることを説明できる理由書及び工程表を提出しなければならない。

工事の始期までの余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入や仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。

全体工期：契約締結の日から令和7年2月28日（工事完了期限日）まで

5. 現場技術員

本工事は、共通仕様書第1編1-1-9に規定している現場技術員を配置する場合には氏名等について別に通知する。

第4章 現場条件

1. 土 質

本工事の施工場所の土質は、砂礫土及び粘性土を想定している。

2. 関連工事

関連工事として、次に示す工事を予定しているので、監督職員及び関連する工事責任者と十分連絡協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。

【工事概要】

(1) 荒川中部農業水利事業

花園揚水機場ポンプ整備製作据付工事

(施工予定時期：令和4年10月～令和7年3月)

3. 隣接地に対する措置

(1) 本工事の周辺農地では営農が行われているので、営農に支障がないよう配慮しなければならない。

(2) 本工事周辺部の既設構造物については、工事着手前に位置・高さ等を測定し記録しておくものとする。

なお、監督職員が別途指示する箇所については、工事実施期間中定期的に、位置・高さ等について測

定を行い監督職員に報告しなければならない。

また、構造物に影響が生じると想定される場合、又は異常を発見した場合は、直ちに作業を中止し、応急措置を行うとともに、事後の処理について監督職員と協議しなければならない。

4. 第三者に対する措置

(1) 地下水対策

本工事の施工に伴い、地下水枯渇等の周辺被害が予測される場合は、地下水観測孔等の設置を監督職員と協議し、地下水観測を行い、必要な防止措置を講じなければならない。

1) 地下水観測等

- ① 観測結果は、変動図等に整理し、速やかに監督職員に報告するものとする。
- ② 地下水位の低下、あるいは、地下水の枯渇が予測された場合は、その措置について監督職員と協議しなければならない。

(2) 保安対策

- 1) 工所用車両の工事現場への出入りに際しては、資機材、土砂搬入出は深谷市市道 U-267 号線を利用するものとするが、安全対策等については、関連工事と調整を行い保安対策を講じるものとする。
- 2) 本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員であって、専門的な知識・技能を有する者を下表のとおり配置しなければならない。
- 3) 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。

配置場所	交通誘導警備員	編成	昼夜別	交代制
深谷市市道 U-267 号線	1名/日	1名	昼間	無し

(3) 交通対策

- 1) 本工事については、一般車両、周辺住民の通行等に支障のないよう、十分に安全対策を講じるものとする。また、図面に示す工所用道路での走行は徐行とし、民家周辺においては特に留意するものとする。
- 2) 市道等の通行にあたって、路面及び構造物に損傷を与えた場合は、その対策について監督職員と協議するものとする。

(4) 騒音、振動対策

- 1) 騒音、振動等の対策については十分配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な捗捗に努めなければならない。
- 2) 地域住民からの苦情があった場合には、内容をよく聞き取り、早急に対策について監督職員と協議を行うものとする。

(5) 足場からの墜落防止対策

本工事で枠組足場を使用する場合には、共通仕様書第1編3-2-1に示す「手すり先行工法に関するガイドライン」に基づき、手すり先行工法又は改善措置機材を用いて手すり専用足場型同等の機能を確保するものを採用しなければならない。

- (6) 夜間及び休業日において開口部が生ずる場合は、誘導灯及び照明灯等の照明設備や覆工ネット等により、転落防止対策を十分に図るものとする。

5. 関係機関との調整

関係機関との協議は発注者側において行うが、工事の交通規制並びに任意仮設に関するものは、監督職員と打合せの上、受注者が行わなければならない。

第5章 指定仮設

1. 建設発生土受入地

(1) 発生土（搬出）

本工事では、発生土として次の土量の搬出を予定している。

搬出先	搬出期間	搬出予定量	摘要
未定	令和4年11月から	600m ³	放土

(運搬距離 5.5km を想定)	令和 7 年 2 月まで		
------------------	--------------	--	--

(2) 発生土による土の搬出は、土捨場に運搬して捨土処理を行うものとする。

2. 建設発生土仮置場

(1) 本工事で発生する仮置場を、一般計画図に示すとおり予定している。

3. 工事用道路等

(1) 受注者は、図面に基づき工事用道路の設置(一部敷鉄板を敷設)を行う。また、工事期間中の補修、維持管理及び工事完了後の撤去は受注者の責任においてしなければならない。使用後は、原形に復旧するものとする。

(2) 善良な使用にも関わらず路面及び構造物に損傷を与えた場合は監督職員と協議するものとする。

4. 水替工

吸水槽及び導水幹線水路接続工の施工に際して締切りにより発生する排水量は、次のとおり想定している。

吸水槽施工時 : $V=0.20\text{m}^3/\text{min}$

導水幹線水路接続工施工時 : $V=0.17\text{m}^3/\text{min}$

第6章 工事用地等

1. 発注者が確保している工事用地

発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地(以下「工事用地等」という。)は、別に示すとおりである。

2. 工事用地等の使用方法

(1) 発注者が確保している工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会のうえ、使用条件、用地境界等の確認を行わなければならない。また、原形復旧に必要な測量を行うものとする。

(2) 工事用地は将来農地に戻すことに留意し使用しなければならない。

(3) 工事用地内における盛土高さは3.0m以内としなければならない。

(4) 工事用地の使用方法については、計画書を監督職員に提出して承諾を得なければならない。

(5) 工事用地は、雑物等が混入しないよう対策を講じなければならない。

(6) 工事用地等の返還に当たっては、使用条件に基づき必要な措置を講じた後に行うものとし、土地返還引受書を徴収するものとする。なお、返還の際は発注者も立ち会うものとする。

3. 着手前現地状況等の測定記録

以下の項目について着手前現地状況等の測定記録を整理し、監督職員へ報告しなければならない。

(1) 表土面標高(施工着手前)

(2) 基盤面標高(施工完了後)

(3) 用水管位置・暗渠排水管位置

4. 土留工

(1) 一般

掘削に先立ち、鋼矢板による土留工を図面に基づき設置しなければならない。

(2) 土留工の設置・撤去

1) 鋼矢板の設置について、硬質地盤クリア工法により施工するものとし、引抜については、油圧圧入方式により施工するものとする。

2) 鋼矢板の引抜きに当たっては、引抜き時に発生する空隙にすみやかに山砂等を投入し水締めを行うものとする。

(3) 最大N値

矢板設置区間の最大N値は、50程度を想定している。

なお、想定外の地盤状況により鋼矢板の打設が困難となった場合及び正規の打止まりとならない場合は、監督職員と協議しなければならない。

(4) 切梁・腹起しの設置・撤去

- 1) 設置の時期については、切梁の中心から 1.0m 程度下方まで掘削が進行した時点としなければならない。

第7章 工事用電力

本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであるが、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 石材及び骨材

- 1) 再生クラッシュラン RC-40
- 2) 基礎材 C-40

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	呼び強度 (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21	12	25 o r 20	60 以下	BB	土木構造物
無筋コンクリート	18	8	25 o r 20	65 以下	BB	均しコンクリート等

(3) コンクリート二次製品

- マンホール側塊 φ600 T-14
- L形擁壁 H=4.00m (特殊荷重)
- 〃 H=2.40m T-14
- 鉄筋コンクリートU形側溝 U300 JIS A 5372
- 鉄筋コンクリートU形側溝蓋 1種 T-14
- 集水桝 0.70*0.70*0.90H

(4) 配管材

1) 鋼管

原管材料 JIS G 3443-1 (水輸送用塗覆装鋼管 STW400) を使用する。

呼び径	200 mm	STW400	t = 6 mm(吐出し管)
呼び径	250 mm	STW400	t = 6 mm(吐出し管)
呼び径	400 mm	STW400	t = 6 mm(吐出し管)
呼び径	450 mm	STW400	t = 6 mm(吐出し管)
呼び径	600 mm	STW400	t = 6 mm(吐出し管)
呼び径	450 mm	STW400	t = 6 mm(武蔵野用水路)
呼び径	600 mm	STW400	t = 6 mm(原宿用水路)
呼び径	400 mm	STW400	t = 6 mm(小前田用水路)

原管製造方法

異形管 JIS G 3443-2 (水輸送用塗覆装鋼管の異形管)
継手部塗装

内面 JWWA K135-2007(水道用液状エポキシ樹脂塗料塗装方法)

外面 WSP-012-2010 (水道用塗覆装鋼管ジョイントコート)

2) 強化プラスチック複合管 FRPM K-111A

呼び径 2,400mm 内圧5種

3) ガス管(通気スタンド)

原管材料 JIS G 3542 を使用する。

4) 硬質塩化ビニル管

硬質ポリ塩化ビニル管 JIS K 6741 VU管

5) 鋼製可とう伸縮継手 φ600 常用圧力0.45MPa 偏心量100mm以上

φ400 常用圧力0.45MPa 偏心量100mm以上

6) フランジアダプター

φ600 常用圧力0.45MPa

φ400 常用圧力0.45MPa

(5) 弁類

1) バタフライ弁 JWWA B 138、手動、電動、FC製、4.5K

2) 仕切弁 JIS B 2060、手動、FC製、7.5K

JWWA B 125、手動(空気弁用制水弁)、FC製、7.5K

3) 空気弁 FRP製、7.5K

(6) 鉄鋼材

1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G 3112 SD295A、SD345

2) タラップ 樹脂加工品 径19mm 幅300mm

3) 進入防止柵 SS製 縦格子型 H=1.8m P種

4) グレーチング S S 400 亜鉛メッキ

5) 制水弁筐 A型1号、JWWA B110

(7) 定着具及び接続具

定着具及び接続具は、定着又は接続されたPC鋼材が規格に定められた引張荷重値に達する前に破壊したり、著しい変形を生じることのないような構造及び強さを有するものでなければならない。

(8) アスファルト混合物

1) アスファルト合材 透水性アスファルト

2) アスファルト乳剤 JIS K 2208 PK-3

(9) 薬液注入工

注入材料は、水ガラス系の二重管ストレーナー型とし劇物又はふっ素化合物を含まないものに限る。

(10) その他

1) 打継目処理材 液状エポキシ樹脂塗料

2) 防水材 弾性シーリング材

3) 埋設物表示テープ 幅150mm ダブル 黄色

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。ただし、鋼管及びFRPM管の受検証明書、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

[土木工事]

材 料 名	提 出 物
-------	-------

石材及び骨材	試験成績表
コンクリート	試験成績表、配合報告書
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ・試験成績書
FRPM 管	試験成績書、カタログ
鋼管	日本水道協会指定検査工場登録通知書、受検証明書、製作図
硬質ポリ塩化ビニル管	製作図書・カタログ
可撓伸縮継手	日本水道協会指定検査工場登録通知書、受検証明書
弁類	試験成績書、カタログ
PC 鋼棒、PC 鋼より線	試験成績書
アスファルト混合物	試験成績表、配合報告書
外部螺旋階段(SUS 製)	製作図書
内部梯子(SUS 製)	製作図書
歩廊防護柵(アルミ製、STK400 製)	製作図書
水ガラス系二重管ストレナー 一型固化材	見本、試験成績書
その他材料	カタログ又は試験成績書等

3. 監督職員の検査又は試験

次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。

材料名	検査・試験項目	備考
管材及び弁類	寸法・外観	
鋼矢板	寸法・外観	現場搬入時(抽出)

4. 資材の調達

次の資材については、以下の調達地域等から調達することを想定しているが、安定的な確保を図るために、当該調達地域等以外から調達せざるを得ない場合には、事前に監督職員と協議するものとする。また、購入費用及び輸送費等に要した費用について、証明書類(実際の取引伝票等)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。

資材名	規格	調達地域
仮設材(鋼矢板、H型鋼、山留材)	IV型	埼玉県狭山市
敷鉄板、軽量鋼矢板	22×1524×6096	埼玉県熊谷市

第9章 施工

1. 一般事項

(1) 一般事項

本工事の施工については、施工計画書に次の事項を記載するものとする。

- 1) 型枠の構造
- 2) コンクリート打設及び養生方法
- 3) 試験装置及び主要機械器具
- 4) その他必要と思われる事項

(2) 基準点

本工事の基準点及び水準点は、図面「施工位置図」に示すものを使用するものとする。

なお、基準点等の位置データは、測地成果 2000 に対応したものである。

(3) 検測又は確認(施工段階確認)

- 1) 本工事の施工段階において次に示す工種、確認内容、時期、頻度で確認を受けるものとする。
- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に施工段階確認願を提出する。また、確認後は確認

簿と確認記録を提出する。

- 3) 下表に示す以外の工程は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- 4) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。

工 種	確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	備考
掘削	床付け状況、基準高さ	初期床付け完了段階	同左	
均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	各構造物毎に初期打設 完了後 1箇所	200mにつき 1箇所、 200m未満は 2箇所	
砕石基礎	幅、厚さ、高さ	初期施工段階で 1箇所	500mにつき 1箇所、 500m未満は 2箇所	
コンクリート構造物	幅、厚さ、高さ 施工位置	各構造物毎に初期打設 完了後 1箇所	構造物の寸法表示箇 所を適宜測定	
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	1 スパン目鉄筋組立 後以降構造変更毎に 1箇所	5 スパンにつき 1箇 所以上、5 スパン未満 は 2箇所	
防水処理工	使用材料 下地処理状況	作業着手時 1回	同左	
仮廻道路	延長、幅	設置完了時点で 1箇所	同左	
管水路基礎	高さ、幅	初期施工段階で 1箇所	全体 2箇所	
管水路 (鋼管)	基準高	初期施工段階で 1箇所 以降、口径、管種、継 手構造変更毎に 1箇所	全体 2箇所	
	溶接部（継手塗装部含 む）	初期施工段階で 1箇所	全体 2箇所	
土留工	延長、規格、間隔	設置完了時点で 1箇所 以降構造変更毎に 1箇 所	同左	

(4) 中間技術検査

- 1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生加熱アスファルト混合物	再生密粒度アスコン (13)	表層
再生クラッシャーラン	R C - 40	路盤材、構造物基礎

3. 建設資材廃棄物の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次

に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃棄物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
アスファルト塊	亀井産業(株) 熊谷工場	熊谷市三ヶ尻 4230-1	8:00-16:30	再資源化施設業者
コンクリート殻(無筋)	同上	同上	同上	同上
コンクリート殻(有筋)	亀井産業(株) 東秩父事業所	秩父郡東秩父村大内沢 字御堂貝戸 788-1	同上	同上
プラスチック(廃シート)	亀井産業(株) 熊谷工場	熊谷市三ヶ尻 4230-1	同上	同上

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工程ごとの 作業内容及び 解体方法	①仮設 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 構造物撤去工 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

5. 土工

(1) 作業土工

1) 掘 削

①場内を整地して、作業ヤードを確保するものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。

②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

③法面の崩落、鋼矢板の変位により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

④掘削箇所に予期しない不良土・埋設物があった場合は、掘削工法等について監督職員の指示を受けなければならない。

⑤基床部掘削の仕上げにあたっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じないように十分留意し、所定の標高に仕上げるものとする。

(2) 埋戻

1) 埋戻仕上がり高さは、図面に示すとおりとする。

2) 構造物の埋戻及び盛土に使用する土は、本工事で発生する掘削土を流用するものとするが、埋戻土として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。

3) 埋戻材の投入は、管体に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。

4) 締固め方法

① 埋戻し及び盛土は、一層の仕上り厚さが 30cm 程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。

なお、構造物壁より 50cm までの範囲及び施工幅 1m までの範囲の埋戻し及び盛土は振動コンパクタ 90kg 級又は、同等の機種により入念に転圧するものとする。

また、前述以外の埋戻し及び盛土は、振動ローラ 0.8～1.1 t 及び 3.0～4.0 t 級、ブルドーザ 15 t 級により入念に転圧するものとする。

② 管頂 30 cm までの埋戻材には、管外面を損傷する恐れのある玉石・礫・雑物等が混入したものを使用してはならない。

③ 管頂 30 cm までの埋戻しは、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるよう均一にまき出し、管に損傷を与えないようコンパクタ・ランマ等の締固め機械で最大乾燥密度の 85% 以上となるよう締固めを行わなければならない。

④ 管頂 60cm までの埋戻しは前項と同様のまき出しとし、管に損傷を与えないよう振動ローラ 1.1 t 級以下の締固め機械で最大乾燥密度の 85% 以上となるよう締固めを行わなければならない。

⑤ 管頂 60cm 以上の埋戻しは、前項と同様のまき出しとし、振動ローラ 0.8～1.1 t 及び 3.0～4.0 t 級、ブルドーザ 15 t 級の締固め機械で最大乾燥密度の 85% 以上となるよう締固めを行わなければならない。

⑥ 管頂 60 cm に埋設表示テープを埋設するものとする。

6. 管体基礎工

1) 基床部については、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるようまき出し、振動ローラ（ハンドガイド式 0.8～1.1 t 級）により最大乾燥密度の 85% となるよう締固めなければならない。

なお、振動ローラが使用できない部分は振動コンパクタ（90 kg 級）等により最大乾燥密度の 85% となるよう締固めなければならない。

管側部については、管体に衝撃を与えないように投入し、左右均等に一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるようにまき出し振動コンパクタ（90 kg 級）により最大乾燥密度の 85% となるよう締固めなければならない。

なお、振動コンパクタによる締固めが不可能な場所は、突き棒等により入念に施工しなければならない。

2) 流用土基礎については、以下のとおり施工しなければならない。

① 掘削土を流用するよう計画しているが、掘削土の状態により流用することが困難と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

② 投入は、管体に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。

③ 流用土基礎材には、管外面を損傷する恐れのある玉石・礫・雑物等が混入したものを使用してはならない。

④ 流用土基礎は、一層の仕上がり厚さが 30 cm 以下になるように管の左右均等にまき出し、振動コンパクタ（90 kg 級）により最大乾燥密度の 85% となるよう締固めなければならない。なお、振動コンパクタによる施工が困難な場合には、タコ等により入念に締固めなければならない。

7. 吸水槽、パイプライン付帯工

(1) 鋼材

1) 鋼材の運搬・荷扱い・保管に当たっては、雨・露等による錆・腐食等の発生を防がなければならない。

2) 鉄筋の組み立て前に、浮き錆、汚れ等、コンクリートとの付着を害する恐れのあるものを取り除いてから、組み立て作業を行わなければならない。

3) 鉄筋の継ぎ手は、土木構造の場合は、基本的に重ね継ぎ手とし、その重ね長さは基本定着長以上とする。

(2) コンクリート工

- 1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) 鋼材を用いる構造体にコンクリートの打込み作業を行う場合は、打込み前に配置された鋼材の位置及び被覆材の損傷の有無を確認しなければならない。
- 3) コンクリート打込みの際には、被覆材に損傷を与えないように注意しなければならない。

8. 弁室工

(1) 弁室工

- 1) マンホールの組立にあたっては、構造物内への地下水侵入を防ぐため、継目部の処理を十分に行うものとする。
- 2) 現場打ち構造物において、地下水位の高い場所に設置する場合は、構造物内の地下水浸入を防止するため、水、土に接する部分に防水塗装（無機質浸透性2層塗り）を行うものとする。
- 3) 通気管は、現地で設置位置の確認を行うものとする。
なお、車両通行等に支障がある場合は、監督職員と協議を行うものとする。

9. 管体工

(1) 鋼管

1) 仕様

呼び径	600 mm	STW400	t = 6 mm(原宿用水路)
呼び径	400 mm	STW400	t = 6 mm(小前田用水路)
呼び径	400 mm	STW400	t = 6 mm(武蔵野用水路)
呼び径	400 mm	STW400	t = 6 mm(武蔵野用水路)
呼び径	400 mm	STW400	t = 6 mm(武蔵野用水路)
呼び径	400 mm	STW400	t = 6 mm(武蔵野用水路)

内面：水道用液状エポキシ 外面：プラスチック被覆

2) 防食対策

パイプライン付帯工(制水弁室、流量計室等)の鉄筋との接触を避け、電位差による腐食に留意すること。

(2) FRPM管

1) 仕様

呼び径 2400 mm FRPM 内圧5種(導水幹線水路接続工)

(3) 硬質塩化ビニル管

- 1) 管種 VU管 (φ400)
- 2) 継手 RR継手

(4) 弁類

1) 制水弁

①原宿幹線用水路

制水弁 電動式バタフライ弁 呼び径 600mm FC、使用圧力 0.75MPa 、合成樹脂塗装
空気弁 φ75、FRP 製、使用圧力 0.75MPa 、
流量計 電磁流量計 φ600

②小前田用水路

制水弁 電動式バタフライ弁 呼び径 400mm FC、使用圧力 0.75MPa 、合成樹脂塗装
制水弁 定流量弁 呼び径 400mm FC、使用圧力 0.75MPa 、合成樹脂塗装
流量計 電磁流量計 φ400

③武蔵野用水路

空気弁 φ75、FRP 製、使用圧力 0.75MPa 、

1 0. パイプライン付帯工

(1) 埋設表示テープ

埋設管の位置を表示するため、管センター上 60cm 位置に埋設表示テープを設置するものとする。

(2) 用地境界杭

共通仕様書第 1 編 3-18-2 に基づき設置するものとする。

なお、設置位置等詳細については、監督職員の指示による。

1 1. 場内整備

(1) 防護柵

防護柵工は、図面に示す区間について施工するが、現地に合致しない場合は、監督職員と協議しなければならない。

1 2. 耕地復旧

工事施工上必要な用地の原形復旧は、次により行わなければならない。

(1) 畑部

1) 心土破碎に先立ち、地権者等の立会を得て、基盤面の高さの確認を行い、その結果を監督職員に提出しなければならない。

なお、沈下等が確認された場合、その処理について監督職員と協議するものとする。

1 3. 舗装工

(1) アスファルト舗装工

1) マーシャル試験に対する基準値は、日本道路協会「舗装設計施工指針」によるものとし、突固め回数は 50 回とする。

2) 表層工は再生密粒度アスファルトを使用し、施工に当たってはプライムコート(アスファルト乳剤 P K-3) 126 ㍓/100 m²以上を路盤面に均一に散布し、路盤との密着をはからなければならない。

3) 締固めは、施工条件に合った機種により締固めをしなければならない。

(2) 路盤工

上層路盤工及び下層路盤工は再生クラッシュランを、所定の仕上がり厚さを超えないように均一に敷き均し、施工条件に合った機種により締固め度が 90%以上となるよう十分締固めなければならない。

1 4. 薬液注入工

施工に当たっては、「薬液注入工法における建設工事の施工に関する暫定方針(昭和 49 年 8 月 16 日付け地第 940 号農林水産大臣官房地方課長)、以下「暫定方針」という。」「薬液注入工法の管理について(昭和 52 年 5 月 19 日付け 52 構改 D 第 339 号)」及び「薬液注入工法の管理に関する通達の適用について(昭和 52 年 5 月 19 日付け構造改善局建設部長)」及び「薬液注入工事に係る施工管理等について(平成 2 年 10 月 9 日付け構造改善局建設部設計課長)」により施工しなければならない。

施工に当たっては、注入工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ十分な施工管理を行わなければならない。

1) 注入範囲及び工法

注入範囲、土質分布及び削孔位置は、設計図書に示すとおりとする。

なお、注入工法は、最も目的に合致する工法を選択するものとする。

材料種類 : 二重管ストレーナー型

土質別注入率 : 3 5%

2) 本工事に先だて次による試験施工を行うものとするが、詳細については、監督職員の承諾を得るものとする。

3) 注 入

- ① 注入管の配置は、施工計画に基づき所定の位置及び深度を保つよう各孔毎にチェックを行うものとし、所定位置の削孔が妨げられる場合は監督職員と協議するものとする。
- ② 地盤の隆起や構造物等に異常が生じた場合は、直ちに注入を中止し、監督職員と協議を行い適切な対策を講じるものとする。
- ③ 注入中の圧力及び流量は、自記記録計を用いて常時記録して注入管理を行うものとする。また、使用薬液量が設計数量と注入実績で大幅に差異を生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

4) ゲルタイム

注入材の調合に当たっては、水の温度、水質を考慮して適正なゲルタイムを保つように監視するものとする。

5) 削 孔

工事に必要な削孔は、ボーリングマシンにて施工し、必要以上に地盤を乱すような削孔方式をとってはならない。

- 6) 処理長さの管理は、自記記録計によることとするが、攪拌ロッドにマーキングをし目視においても確認できるようにしなければならない。

第10章 施工管理

1. 土木工事の主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 情報共有システムについて

- (1) 本工事は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより業務の効率化を図る情報共有システムの対象工事である。
- (2) 情報共有システムの活用については、「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(URL「<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/ASP/attach/pdf/index-3.pdf>」)によるものとする。

3. 工事写真における黒板情報の電子化について

黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に工事写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。

受注者は、工事契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。

(1) 使用する機器・ソフトウェア

受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」に示す項目の電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「<https://www.cryptrec.go.jp/list.html>」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使用するものとする。

(2) 機器等の導入

- 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。
- 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。

(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い

- 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて工事写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。
- 2) 本工事の工事写真の取扱いは、「土木工事施工管理基準 別表第2 撮影記録による出来形管理」及び「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案) 6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。
- 3) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。

(4) 写真の納品

受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、工事完成時に発注者へ納品するものとする。

なお、受注者は納品時に URL (<http://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index.html>) のチェックシステム (信憑性チェックツール) 又はチェックシステム (信憑性チェックツール) を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。

(5) 費用

機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、技術管理費の写真管理に要する費用に含まれる。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 掘削土の土質に著しい相違があった場合
- 2) 購入土が必要になった場合
- 3) 土質試験の結果、盛土材について変更が生じた場合
- 4) 土質調査が必要となった場合
- 5) 破碎の必要な転石等の出現があった場合
- 6) 地下埋設構造物 (埋蔵文化財含む) の出現があった場合
- 7) 鋼矢板打設工法に変更が生じた場合
- 8) 指定仮設に変更が生じた場合
- 9) 産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- 10) 産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- 11) 仮置場に変更が生じた場合
- 12) 工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要が生じた場合
- 13) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- 14) 排水処理工法に変更が生じた場合
- 15) 運搬土量に変更が生じた場合
- 16) 防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合
- 17) 第三者との協議等による変更が生じた場合
- 18) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- 19) 原形復旧を追加する必要が生じた場合
- 20) 交通誘導警備員の配置、人数に変更が生じた場合
- 21) 歩掛調査等の追加が生じた場合
- 22) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- 23) 関連工事の工種・工程等の変更に伴う本工事に変更が生じた場合
- 24) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- 25) コンクリートの打込みから材齢 28 日までの予想平均気温が異なり、温度補正值に変更が生じた場合。
- 26) 地盤改良工法又は地盤改良材に変更が生じた場合。
- 27) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、試験方法・数量等に変更が生じた場合。
- 28) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、処理対策等が必要となった場合。
- 29) 地質条件等により、薬液の種類又は注入量に変更がある場合。
- 30) 薬液注入の範囲を変更する場合。
- 31) 注入効果確認のためのボーリングを指示した場合。
- 32) 水質調査における箇所数及び調査内容に変更を生じた場合。
- 33) 第三者の協議結果にともなって変更が生じた場合。
- 34) 室内配合試験の結果注入固化液の配合を変更した場合。

- 35) その他精査により変更が生じた場合
- 36) その他監督職員が必要と認めたもの

第12章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議する。

第13章 その他

1. 契約後VE方式

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

- 1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事目的物の変更を伴わないものとする。
- 2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。
 - ①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案
 - ②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案
 - ③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

- 1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。
 - ①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由
 - ②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）
 - ③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠
 - ④発注者が別途発注する関連工事との関係
 - ⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項
 - ⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項
- 2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。
- 3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、原則として当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。
- 4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

- 1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（様式5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。
- 2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。
- 3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。
- 4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。
- 5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変

更方法等)の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額(以下、「VE管理費」という)を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条(請負代金額の変更方法等)第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条(条件変更等)の条件変更が生じた場合の前記6)のVE管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない事由(不可抗力、予測不可能な事由等)により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容を無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が、VE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づいて作成し、次のものを提出しなければならない。

なお、提出資料は次のとおりとする。

- ・工事完成図書の電子媒体(CD-R、若しくはDVD-R) 正副2部
- ・工事完成図書の出(電子納品の出力、市場のファイルとじで可) 1部

3. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く)事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日(例:「合格通知書」における日付)とする。

5. ワンデーレスポンス実施に関する事項

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議等が行われたものは、翌日中に回答するものとする。ただし、原則として閉庁日を除く。

6. 工事の施工効率向上対策

受発注者間の現場条件等の確認の場として次の会議を設置するので、現場代理人等の受注者代表は、次の事項並びに「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）を十分に理解のうえ、対応するものとする。

(1) 工事円滑化会議

工事着手時および新工種発生時等、受発注者間において、現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が、現場条件、施工計画、工事工程等について、確認し、円滑な工事の実施を図る工事円滑化会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員の協議により定めるものとする。

(2) 設計変更確認会議

工事完成前に、設計変更手続きや工事検査が円滑に行われるよう現場代理人・受注会社幹部並びに事業所長、次長、総括監督員、主任監督員（主催）、監督員が工期、設計変更内容、技術提案の履行状況等について、高いレベルで確認する設計変更確認会議を開催するものとする。なお、開催日程・出席者・課題等については現場代理人と監督職員と協議し定めるものとする。

(3) 対策検討会議

工事実施中において、自然的又は人為的な要因等により、工事の工期、設計及び施工等に大きな影響をもたらす重大な事象が発生した際に、調査設計段階の検討内容を含めた技術課題等の迅速な解決に向けて、現場代理人・受注会社幹部並びに各地方農政局地方参事官（議長）・関係課職員、事業所長、次長、総括監督員、主任監督員、監督員が対応方針の協議・確認を行う対策検討会議を開催することができるものとする。なお、対策検討会議は、現場代理人又は監督職員が工事円滑化会議等において協議の上開催する。

(4) 建設コンサルタントの出席

上記（1）、（2）及び（3）の会議に必要なに応じて建設コンサルタントを出席させる場合は、必要経費を積算し、別途契約により対応するものとする。

なお、工事受注者の同会議出席に要する経費については、当該工事の現場管理費の中の通信交通費に含まれるものと考えており、開催回数に関わらず変更契約の対象としない。

(5) 工事円滑化会議、設計変更確認会議及び対策検討会議において確認した事項については、打合せ記録簿（共通仕様書 様式-42）に記録し、相互に確認するものとする。

7. 技術提案の履行

技術提案を行った工事についてはその提案内容の履行について、下記の段階で監督職員と打合せを行い、履行を徹底するものとする。

(1) 施工計画書提出段階

施工計画書提出段階には技術提案（施工計画）の内容を施工計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。

ただし、提出する該当工事の技術提案書そのものを施工計画書に添付してはならない。

なお、現場条件等によって、技術提案（施工計画）の内容を履行することにより所定の品質確保が困難になる内容または、対外協議、交渉等受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに、監督職員と協議するものとする。

また、各技術提案（施工計画）における確認の方法は、施工計画書作成段階に監督職員と打合せを行い、施工計画書に記載するものとする

(2) 工事実施段階

施工計画書に記載した技術提案（施工計画）の項目で、検査時に確認ができない提案内容については、原則、現地で監督職員の確認を受けるものとし、履行範囲がすべて確認できるよう記録を残すものとする。

(3) 工事完成検査段階

工事完成検査時においては、技術提案（施工計画）の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに、検査職員に履行の確認を受けるものとする。

8. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

(1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単

価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計金額や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式(包括的単価個別合意方式)の対象工事である。ただし、第2章3.及び4.にかかる工事に適用する。

(2) 受発注者間の作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

9. 情報化施工技術の活用について

(1) 適用

本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」(農林水産省農村振興局整備部設計課)に基づき、受注者の発議により、下表の適用工種に係る起工測量、設計図書(精査、施工、出来形管理、出来形管理資料)の作成等の各段階において、3次元データを用いた情報化施工技術を活用する「情報化施工技術活用工事」(受注者希望型)である。

情報化施工技術	適用工種
1. TS等光波方式出来形管理技術	土工
2. TS(ノンプリズム方式)出来形管理技術	土工
3. UAV空中写真測量出来形管理技術	土工
4. TLS出来形管理技術	土工
5. UAVレーザー出来形管理技術	土工
6. 地上移動体搭載型LS出来形管理技術	土工
7. RTK-GNSS出来形管理技術	土工
8. ICT建設機械施工技術	土工

(2) 協議・報告

受注者は、情報化施工技術の活用を希望する場合は、契約後、施工計画書の提出までに発注者へ協議を行い、協議が整った場合に情報化施工技術活用工事を行うことができるものとする。情報化施工技術活用工事を行う場合は、次の(3)～(7)によるものとする。

なお、情報化施工技術の活用を希望しない場合は、その旨監督職員に報告するものとする。

(3) 施工計画

受注者は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき実施内容等について施工計画書に記載するものとする。

(4) 情報化施工技術に係る貸与資料

基本設計データの作成のために必要な貸与資料は、下表のとおりである。この他に必要な資料がある場合には、監督職員に報告し貸与を受けるものとする。なお、貸与を受けた資料については、工事完成までに監督職員へ返却しなければならない。

	貸与資料	備考
1	花園揚水機場改修実施設計その他業務	
2	図面のCADデータ	

(5) 確認及び検査

受注者は、監督職員が行う施工段階確認等や検査職員が行う完成検査等において、施工管理データが組み込まれた出来形管理用TSを準備しなければならない。

(6) 電子納品

受注者は、情報化施工技術に係る資料について、「情報化施工技術の活用ガイドライン」に基づき、提出しなければならない。

(7) 情報化施工技術活用工事の費用

- 1) 情報化施工技術活用工事に要する費用については、設計変更の対象とし、「情報化施工技術の活用ガイドライン」により計上することとする。
- 2) 受注者は、発注者からの歩掛見積り等調査について、協力しなければならない。

10. 現場環境の改善の試行

本工事は、だれでも働きやすい現場環境（快適トイレ）の整備について、監督職員と協議し、変更契約においてその整備に必要な費用を計上する試行工事である。

(1) 内容

受注者は、現場に以下のア～サの仕様を満たす快適トイレを設置することを原則とする。

ただし、シ～チについては、満たしていればより快適に使用できるものと思われる項目であり、必須ではない。

【快適トイレに求める機能】

- ア 様式（洋風）便器
- イ 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付き含む）
- ウ 臭い逆流防止機能
- エ 容易に開かない施錠機能
- オ 照明設備
- カ 衣類掛け等のフック、又は荷物の置ける棚等（耐荷重を5kg 以上とする）

【付属品として備えるもの】

- キ 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- ク 周囲からトイレの入口が直接見えない工夫
- ケ サニタリーボックス
- コ 鍵と手洗器
- サ 便座除菌クリーナー等の衛生用品

(推奨する仕様、付属品)

- シ 便房内寸法 900×900mm 以上（面積ではない）
- ス 擬音装置（機能を含む）
- セ 着替え台
- ソ 臭気対策機能の多重化
- タ 室内温度の調整が可能な設備
- チ 小物置き場（トイレトペーパー予備置き場等）

(2) 快適トイレに要する費用

快適トイレに要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、上記（1）の内容を満たす快適トイレであることを示す書類を添付し、規格・基数等の詳細について監督職員と協議することとし、精算変更時において、見積書を提出するものとする。【快適トイレに求める機能】ア～カ及び【付属品として備えるもの】キ～チの費用については、従来品相当を差し引いた後、51,000 円/基・月を上限に設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事（施工箇所）までとする。

また、運搬・設置費は共通仮設費（率）に含むものとし、2基/工事（施工箇所）より多く設置する場合や積算上限額を超える費用については、現場環境改善費（率）を想定しており、別途計上は行わない。

(3) 快適トイレの手配が困難な場合は、監督職員と協議の上、本項の対象外とする。

11. 現場環境改善費

(1) 現場環境改善費の内容は以下のとおりとし、原則として計上項目のそれぞれから1内容以上選択し合計5つの内容を実施することとする。ただし、地域の状況・工事内容により組合せ、実施項目数及び実施内容を変更しても良い。詳細については、監督職員と協議実施する。なお、内容に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

(2) 以下に示す内容において、受注者は、具体的な実施内容、実施期間を施工計画書に含めて監督職員に提出するものとする。

(3) 受注者は、工事完成時に現場環境改善費の実施状況が分かる写真を督監職員に提出するものとする。

計上項目	実施する内容（率計上分）
仮設備関係	①用水・電力等の供給設備 ②緑化・花壇

	③ライトアップ施設 ④見学路及び椅子の設置 ⑤昇降設備の充実 ⑥環境負荷の低減
営繕関係	①現場事務所の快適化（女性用更衣室の設置を含む） ②労働宿舍の快適化 ③デザインボックス（交通誘導警備員待機室） ④現場休憩所の快適化 ⑤健康関連設備及び厚生施設の充実等
安全関係	①工事標識・照明等安全施設のイメージアップ（電光式標識等） ②盗難防止対策（警報器等） ③避暑（熱中症予防）・防寒対策
地域連携	①地域対策費（農家との調整、地域行事等の経費を含む） ②完成予想図 ③工法説明図 ④工事工程表 ⑤デザイン工事看板（各工事PR看板含む） ⑥見学会等の開催（イベント等の実施含む） ⑦見学所（インフォメーションセンター）の設置及び管理運営 ⑧パンフレット・エ法説明ビデオ ⑨社会貢献

12. 週休2日制工事の施工

- (1) 本工事は、週休2日を実施した場合に対象期間中の現場閉所状況に応じて労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行う試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。
- (2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。
 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。
 - 1) 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏期休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。
 - 2) 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。
 ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。
- (3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。
- (4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。
 - 1) 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。
 - 2) 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。
 - 3) 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて

受注者からの聞き取り等を行う。

- 4) 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を行うものとする。
- 5) 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。
- (5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。
- (6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。

1) 補正係数

	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
現場閉所率	28.5%（8日/28日）以上	25%（7日/28日）以上 28.5%未満	21.4%（6日/28日）以上 25%未満
労務費	1.05	1.03	1.01
機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01
共通仮設費（率分）	1.05	1.04	1.03
現場管理費（率分）	1.07	1.05	1.04

2) 補正方法

当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乗じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記1)に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。

- (7) 週休2日の確保に取り組む工事において、市場単価方式による積算に当たっては、現場閉所状況に応じて、以下のとおり補正する。

名称	区分	補正係数		
		4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満
鉄筋工		1.05	1.03	1.01
横断・転落防止柵 （横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.03	1.01
	撤去	1.05	1.03	1.01

13. 週休2日制の促進

- (1) 本工事は、週休2日制を促進するため、現場閉所状況に応じて「地方農政局工事成績等評定実施要領（模範例）の制定について」（平成15年2月19日付け14地第759号大臣官房地方課長通知。以下「工事成績要領」という。）に基づく工事成績評定において加点評価を行うとともに、週休2日制工事の促進における履行実績取組証明書（以下「履行実績取組証明書」という。）の発行を行う工事である。
- (2) 発注者は、現場閉所状況が4週8休以上（現場閉所率 28.5%（8日/28日）以上）と確認した場合は、工事成績評定において加点評価するものとする。ただし、工事成績評定に基づく工事成績の合計は100点を超えないものとする。なお、加点評価に当たっては、以下のとおりとする。
- 1) 他の模範となるような受注企業の働き方改革に係る取組を本工事において実施した場合は、工事成績要領別紙5に示す「4. 創意工夫」に、次の評価項目を追加した上で最大2点を加点評価する。なお、複数事項への取組や実施状況の内容に応じて1点、2点で評価する。

○監督職員用

【働き方改革】

- 週休2日（4週8休以上）の確保に向けた企業の取組が図られている。
- 若手や女性技術者の登用など、担い手の確保に向けた取組が図られている。

- 2) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成した場合は、工事成績要領別紙3-1に示す「2. 施工状況（Ⅱ工程管理）」に、次の2つの評価項目を追加し、両方で加点評価する。ただし、週休2日に満たない（休日率4週6休以上）場合は、「休日の確保を行った。」のみを評価する。

○監督職員用

- 休日の確保を行った。
- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行った。]

○事業（務）所長用

- 工程管理に係る積極的な取組が見られた。
- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保に取り組んだ。]

- 3) 現場閉所による週休2日相当（4週8休以上）が達成したことに加え、対象期間内の全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った場合は、工事成績要領別紙8に示す「7. 法令遵守等」に次の評価項目を追加した上で1点を加点評価する。

○事業（務）所長

- その他 [理由：現場閉所による週休2日（4週8休以上）の確保を行ったとともに全ての土曜及び日曜日に現場閉所を行った。]

- (3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。

14. 熱中症対策に資する現場管理費の補正

- (1) 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事の対象とし、日最高気温の状況に応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。

- (2) 用語の具体的な内容は次のとおりである。

1) 真夏日

日最高気温が30℃以上の日をいう。

2) 工期

準備・後片付け期間を含めた工期をいう。なお、年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間は含まない。

3) 真夏日率

以下の式により算出された率をいう。

$$\text{真夏日率} = \text{工期期間中の真夏日} \div \text{工期}$$

- (3) 受注者は、工事着手前に工事期間中における気温の計測方法及び計測結果の報告方法を記載した施工計画書を作成し、監督職員へ提出する。

- (4) 気温の計測方法については、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温又は環境省が公表している観測地点の暑さ指数（WBGT）を用いることを標準とする。

なお、WBGTを用いる場合は、WBGTが25℃以上となる日を真夏日と見なす。

ただし、これによりがたい場合は、施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所以外の気象観測所で気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づいた気象観測方法により得られた計測結果を用いることも可とする。

- (5) 受注者は、監督職員へ計測結果の資料を提出する。

- (6) 発注者は、受注者から提出された計測結果の資料を基に工期中の日最高気温から真夏日率を算定した上で補正值を算出し、現場管理費率に加算し設計変更を行うものとする。

$$\text{補正值}(\%) = \text{真夏日率} \times \text{補正係数} ※$$

※ 補正係数：1.2

15. 総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）について

- 1) 本工事は、請負代金額の変更があった場合における変更金額や部分払金額の算定を行う際に用いる単価等をあらかじめ協議し、合意しておくことにより、設計金額や部分払に伴う協議の円滑化に資することを目的として実施する総価契約単価合意方式（包括的単価個別合意方式）の対象工事である。ただし、第2章3. 及び4. にかかる工事に適用する。
- 2) 受発注者間の作成の上合意した単価合意書は、公表するものとする。

16. 地域以外からの労働者確保に要する間接工事費の設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち営繕費」及び「現場管理費のうち労務管理費」の下記に示す費用（以下「実績変更対象費」という。）について、工事実施にあたって不足する技術者や技能者を広域的に確保せざるを得ない場合も考えられることから、契約締結後、労働者確保に要する方策に変更が生じ、土地改良事業等請負工事積算基準（以下「積算基準」という。）の金額相当では適正な工事の実施が困難になった場合は、実績変更対象費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更する試行工事である。

営繕費：労働者送迎費、宿泊費、借上費

労務管理費：募集及び解散に要する費用、賃金以外の食事、通勤等に要する費用

- (2) 受注者から請負代金内訳書の提出があった後、発注者は共通仮設費及び現場管理費に対する実績変更対象費の割合を提示するものとする。
- (3) 受注者は、当初契約締結後、前条で示された割合を参考にして実績変更対象費に係る費用の内訳を記載した実施計画書(様式1)を作成し、監督職員に提出するものとする。
- (4) 最終精算変更時点において、実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合は、変更実施計画書(様式2)及び実績変更対象費に実際に支払った全ての証明書類(領収書、領収書の出ないものは金額の適切性を証明する金額計算書など。)を監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めによる工事工程の遅れ等受注者の責めに帰すべき事由による増加費用については、設計変更の対象としない。
- (6) 実績変更対象費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、共通仮設費率分は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された共通仮設費率分の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。
また、現場管理費は、積算基準に基づく算出額から実施計画書(様式1)に記載された現場管理費の合計額を差し引いた後、証明書類において確認された費用を加算して算出する。なお、全ての証明書類の提出がない場合であっても、提出された証明書類をもって金額の変更を行うものとする。
- (7) 受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合については、法的措置及び指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

17. 共通仮設費率分の適切な設計変更について

- (1) 本工事は、「共通仮設費(率分)のうち運搬費及び準備費」の下記に示す経費（以下「実績変更対象経費」という。）について、工事実施にあたって積算額と実際の費用に乖離が生じた場合は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて最終精算変更時点で設計変更することができる。

運搬費：建設機械の運搬費

準備費：伐開・除根・除草費

- (2) 発注者は、契約締結後、共通仮設費に対する実績変更対象経費の割合（以下「割合」という。）を提示する。
- (3) 受注者は、(2)により発注者から示された割合を参考にして、実績変更対象経費に係る費用の内訳に

ついて設計変更の協議ができるものとする。

- (4) 受注者は、最終精算変更時点において、発注者が別に示す実績変更対象経費に関する内訳書（以下「内訳書」という。）を作成するとともに、内訳書に記載した計上額が証明できる書類（領収書、又は金額の妥当性を証明する金額計算書）を添付して監督職員に提出し、設計変更の内容について協議するものとする。
- (5) 受注者の責めに帰すべき事由による増加費用と認められるものについては、設計変更の対象としない。
- (6) 発注者は、実績変更対象経費の支出実績を踏まえて設計変更する場合、「土地改良事業等請負工事共通仮設費算定基準に基づき算出した額」から「内訳書に記載された共通仮設費（率分）の合計額」を差し引いた後、「4）の証明書類において妥当性が確認できた費用」を加算して算出した金額を設計変更の対象とする。
- (7) 発注者は、受注者から提出された資料に虚偽の申告があった場合、法的措置、指名停止等の措置を行う場合がある。
- (8) 疑義が生じた場合は、受発注者間で協議するものとする。

18. 1日未満で完了する作業の積算

- (1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算のみに適用する。
- (2) 受注者は、施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。
- (3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組合せて1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要となる根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。
- (5) 災害復旧工事等で事後精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。

19. 法定外労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。

20. 新型コロナウイルス感染症の拡大防止策等

- (1) 工事で使用する資材等の納期への影響に対する対応について
受注者は、新型コロナウイルス感染症に伴い、工事で使用する資材、機材及び機器類の納期に影響が生じ、工期内に工事が完成できないと判断される場合は、監督職員と協議するものとする。
- (2) 感染拡大防止対策にかかる費用の計上
受注者は、新型コロナウイルス感染拡大防止のために次のような対策を実施する場合は、監督職員と協議するものとし、必要と認められた対策については、施工計画書に記載して確実に履行しなければならない。
 - 1) 現場従事者のマスク、インカム、シールドヘルメット等の購入・リース費用
 - 2) 現場に配備する消毒液、赤外線体温計等の購入・リース費用
 - 3) 遠隔確認やテレビ会議等のための機材・通信費
 - 4) その他、感染拡大防止のために必要と認められる費用

第14章 定めなき事項

1. この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

令和4年度

荒川中部農業水利事業
花園揚水機場改修その2工事

特別仕様書
(建築工事編)

関東農政局 荒川中部農業水利事業所

第1章 総 則

令和4年度 荒川中部農業水利事業 花園揚水機場改修その2工事のうち、上屋建築工事の施工に当たっては、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「公共建築工事標準仕様書」（以下「標準仕様書」という。）、「公共建築木造工事標準仕様書」（以下「木造標準仕様書」という。）及び農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」及び「施設機械工事等共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）に基づいて実施する。

なお、標準仕様書及び共通仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。

第2章 工事内容

1. 目 的

本工事は、荒川中部農業水利事業に基づき花園揚水機场上屋を建築するものである。

2. 工事場所

埼玉県深谷市小前田地内

3. 工事概要

本工事の概要は次のとおりである。

- (1) 建築工事 一式
 - 1) 構造 ポンプ室棟：鉄筋コンクリート造平屋建
管理棟：木造2階建
 - 2) 建築面積 268.34㎡
 - 3) 延床面積 429.58㎡
- (2) 建築工事 仮設倉庫棟 一式
 - 1) 構造 軽量鉄骨造平屋建
 - 2) 建築面積 69.39㎡
 - 3) 延床面積 69.39㎡
- (3) 建築工事 仮設操作室 一式
 - 1) 構造 軽量鉄骨造平屋建
 - 2) 建築面積 7.70㎡
 - 3) 延床面積 7.70㎡
- (4) 建築電気設備工事 一式
- (5) 建築機械設備工事 一式

4. 工事数量

別紙「工事数量表」のとおりである。

第3章 施工条件

1. 工程制限

(1) 天井クレーンの設置

以降にポンプ設備製作据付工事が控えるため、令和6年11月上旬までに天井クレーンを使用できるようにしなければならない。

2. 工事期間中の休業日

土木工事 第3章2. の記載のとおり。

3. 工事監理者

本工事は、建築基準法第5条の6第4項に基づき工事監理者を配置する。氏名等について別に通知する。

4. 現場技術員
土木工事 第3章5. の記載のとおり。

第4章 現場条件

1. 土 質
土木工事 第4章1. の記載のとおり。
2. 関連工事
土木工事 第4章2. の記載のとおり。
3. 隣接地に対する措置
土木工事 第4章3. の記載のとおり。
4. 第三者に対する措置
土木工事 第4章4. の記載のとおり。
5. 関係機関との調整
土木工事 第4章5. の記載のとおり。

第5章 指定仮設

土木工事 第5章の記載のとおり。

第6章 工事用地等

土木工事 第6章の記載のとおり。

第7章 工事用電力

土木工事 第7章の記載のとおり。

第8章 工事用材料

1. 規格及び品質

本工事で使用する主要材料の規格及び品質は、次のとおりであるが、使用前に見本、カタログ、試験成績書等を監督職員に提出し、承諾を得なければならない。

(1) 石材及び骨材

- 1) 再生クラッシャーラン RC-40

(2) コンクリート

コンクリートは、レディーミクストコンクリートとし、種類は次のとおりとする。

種類	設計基準強度(FC) (N/mm ²)	スランプ (cm)	粗骨材の最大寸法 (mm)	水セメント比 W/C (%)	セメントの種類による記号	使用目的
鉄筋コンクリート	21+S	18	25 o r 20	60 以下	普通ポルトセメント	躯体
無筋コンクリート	18	15	25 o r 20	65 以下	普通ポルトセメント	捨てコン等

※) 構造体強度補正值 (S) は、コンクリートの打込みから材齢 28 日までの期間の予想平均気温 θ に

応じて定める。

普通ポルトランドセメント： $8 \leq \theta$ の場合、 $S=3N/mm^2$ 、 $0 \leq \theta < 8$ の場合、 $S=6N/mm^2$

(3) 鉄鋼材

- 1) 鉄筋コンクリート用棒鋼 JIS G 3112 SD295A、SD345
- 2) 鋼材 SS400、SM400B

(4) 防水材

- 1) アスファルトルーフィング JIS A 6005
- 2) アスファルト JIS K 2207

2. 見本又は資料提出

主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。ただし、鋼管及びダクタイル鋳鉄管の受検証明書、検査後に提出するものとする。

なお、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。

[土木工事]

材 料 名	提 出 物
石材及び骨材	試験成績書
コンクリート	配合報告書、試験成績書
鉄筋コンクリート用棒鋼	ミルシート
コンクリート二次製品	製作承認図又はカタログ、試験成績書
鋼材	カタログ、試験成績書
配線配管類	カタログ、納入仕様書
床材	色見本カタログ、試験成績書
壁材	色見本カタログ、試験成績書
屋根鋼板	色見本カタログ
扉	カタログ、試験成績書
窓枠	カタログ、試験成績書
天井材	カタログ、試験成績書
照明器具	カタログ、納入仕様書
空気調和設備	カタログ、試験成績書
衛生設備	カタログ、試験成績書
内装材	色見本カタログ、試験成績書
外装材	色見本、試験成績書
防水材	色見本、試験成績書
塗料	色見本、試験成績書
仕上げ塗材	色見本、試験成績書
配管材	カタログ、試験成績書
タイル石材	カタログ、試験成績書
受配電盤	カタログ、試験成績書

3. 監督職員の検査又は試験

- (1) 材料は、種別ごとに監督職員の検査を受けるものとする。ただし、軽易な材料については、監督職員の承諾を受けて省略することができる。
- (2) 合格した材料と同じ種別の材料は、監督職員が特に指示する材料を除き、以後の使用を承諾されたものとする。
- (3) 試験は、公的試験所、その他の試験所、工事現場等適切な場所で行うものとし、その場所の決定に当

たつては、監督職員の承諾を得るものとする。なお、公的試験所（これに準ずる試験所を含む）で行う場合を除き、原則として監督職員の立会いを受けるものとする。

(4) 試験が完了したときは、その試験成績書を速やかに監督職員に提出するものとする。

4. 取扱い説明書及び保証書

電気製品等メーカー品及び二次製品で取扱説明書及び保証書が添付されているものは取扱説明書及び保証書（メーカー及び受注者連帯）を提出するものとする。

第9章 施 工

1. 一般事項

(1) 基準点

本工事に使用する基準点及び水準点は、別途監督職員が指示するものとする。

(2) 検測又は確認（施工段階確認）

- 1) 本工事の施工段階において次に示す工種、確認内容、確認時期で確認を受けるものとする。ただし、確認時期については、監督職員の指示により変更する場合がある。
- 2) 施工段階確認を受けようとするとき、監督職員に施工段階確認願いを提出する。また、確認後は確認簿と確認記録を提出する。
- 3) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。
- 4) 下表の（重点監督）は、低入札価格調査制度における調査対象工事とする。（一般監督）は、（重点監督）以外の工事とする。

工 種	確認内容	確認時期 (一般監督)	確認時期 (重点監督)	備考
掘削	床付け状況、基準高 土質状況	初期床付け完了時 土質変化時	同左	
碎石基礎 均しコンクリート	幅、厚さ、高さ	初期基礎完了時1箇所	初期基礎完了時1箇所 中間段階で1箇所	
コンクリート構造物	基準高、幅、厚さ、高さ	初期施工段階で1箇所	初期施工段階で1箇所 中間段階で1箇所	
鉄筋組立	かぶり、中心間隔	鉄筋組立後1箇所	鉄筋組立後構造変更毎に 1箇所	
屋根取付工 防水処理工	外観・寸法 取付状況 使用材料 下地処理状況	作業着手時1回	同左	
地盤改良工	改良径、改良深、 位置・間隔、改良幅	初期施工段階で1箇所	2箇所以上	

(3) 中間技術検査

- 1) 発注者から、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。
- 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。
- 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、出来形図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。
- 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。
- 5) 中間技術検査及び修補に要する費用は、受注者の負担とする。

2. 再生資源等の利用

受注者は、次に示す再生資材を利用しなければならない。

資 材 名	規 格	備 考
再生クラッシューラン	R C - 40	構造物基礎

3. 建設資材廃棄物の搬出

本工事の施工に伴い発生する建設資材廃棄物等を本現場内で利用することが困難な場合は、次に示す処理施設へ搬出するものとするが、これにより難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

建設資材 廃 棄 物	処理施設名	住 所	受入時間	事業区分
コンクリート殻(無筋)	亀井産業(株) 熊谷工場	熊谷市三ヶ尻 4230-1	8:00-16:30	再資源化施設業者
コンクリート殻(有筋)	亀井産業(株) 東秩父事業所	秩父郡東秩父村大内沢 字御堂貝戸 788-1	同上	同上

4. 特定建設資材の分別解体等

本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。

工程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 ■無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用
	⑥その他 構造物撤去工	その他の工事 ■有 □無	<input type="checkbox"/> 手作業 ■手作業・機械作業の併用

■が該当部分である。

5. 土工

(1) 作業土工

1) 掘 削

①場内を整地して、作業ヤードを確保するものとする。なお、これにより難しい場合には、監督職員と協議しなければならない。

②掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工しなければならない。

③法面の崩落、鋼矢板の変位により他の施設に重大な影響が発生又は、その恐れが認められる場合は、速やかに監督職員と協議しなければならない。

④掘削箇所に予期しない不良土・埋設物があった場合は、掘削工法等について監督職員の指示を受けなければならない。

⑤基床部掘削の仕上げにあたっては、特に基礎面の攪乱による基床の緩みが生じないよう十分留

意し、所定の標高に仕上げるものとする。

(2) 埋戻

- 1) 埋戻仕上がり高さは、図面に示すとおりとする。
- 2) 構造物の埋戻及び盛土に使用する土は、本工事で発生する掘削土（改良土）を流用するものとするが、埋戻土として適さない場合は、監督職員と協議するものとする。
- 3) 埋戻材の投入は、管体に衝撃を与えないよう十分注意しなければならない。
- 4) 締固め方法
 - ① 構造物の埋戻及び盛土は、一層の仕上がり厚さが30cm程度になるようにまき出し、現地盤と同等の締固め度となるよう締固めなければならない。
なお、構造物壁より50cmまでの範囲及び施工幅1mまでの範囲の埋戻し及び盛土は振動コンパクタ90kg級又は、同等の機種により入念に転圧するものとする。
また、前述以外の埋戻し及び盛土は、振動ローラー0.8～1.1t、3.0～4.0級及びブルドーザー15t級により入念に転圧するものとする。
 - ② 転圧回数については、事前に試験施工を行い試験結果を監督職員に提出するものとする。
なお、試験結果に基づき監督職員と転圧回数について協議するものとする。

6. 基礎工

(1) 地盤改良工

地盤改良工の施工にあたっては、改良工事に関する優れた技術と経験を有する責任技術者を現場に常駐させ、十分な施工管理を行わなければならない。なお、施工に先立ち作業計画書を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

- 1) 地盤改良範囲は設計図に示す範囲を標準とするが、それにより難しい場合は監督職員と協議しなければならない。
- 2) 地盤改良工の使用材料、目標改良強度及び想定添加量等は次のとおりとしているが、配合試験結果等により変更する場合がある。なお、施工前及び施工後に現地において深さ方向の連続した試料を採取、この全試料により次の土質試験を行い、結果を監督職員に提出し承諾を得るものとする。

施工前

- ・現地採取試料による配合試験（強度及び六価クロム溶出試験）

施工後

- ・一軸圧縮試験（3供試体／1試料）1材齢当たり

施工場所	使用材料	設計基準強度 F _c (kN/m ²)	想定添加量 (kg/m ³)	備考
管理棟	一般軟弱土用セメント系固化材	240	130	
ポンプ室棟	一般軟弱土用セメント系固化材	1,100	300	

- 3) 配合試験の結果により、固化材添加量を変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。
- 4) 六価クロム溶出試験の結果により、六価クロムの対策が必要と判断される場合は、監督職員と協議するものとする。

7. コンクリート工

- 1) コンクリートの打設については、施工に先立ちリフト割図を作成し、監督職員の承諾を得なければならない。
- 2) コンクリート打設上施工継目となる箇所は、あらかじめ監督職員の承諾を受けるものとする。
- 3) コンクリート打設後は十分養生を行うものとする。

8. 建具工事

アルミニウム製建具及びスチール製建具は、製作図を提出して監督職員の承諾を得るものとする。

9. 接地工

- 1) 接地極は機場敷地内に設置するものとする。
- 2) 接地極の埋設深さは計画地盤面から75cm以上とする。
- 3) 埋戻し後に接地抵抗を測定し、D種接地で100Ω以下の接地抵抗値にならなかった場合は監督職員と協議するものとする。

第10章 施工管理

1. 主任技術者等の資格

主任技術者等の資格は、入札説明書による。

2. 施工管理

(1) 六価クロム溶出試験

本工事は、六価クロム溶出試験の対象工事であり、次に示す工種について、六価クロム溶出試験及びタンクリーチング試験を実施し、試験結果（計量証明書）を提出しなければならない。

なお、試験方法は、「セメント及びセメント系固化材を使用した改良土の六価クロム溶出試験実施要領（案）」によるものとする。

また、土質条件、施工条件等により試験方法、検体数に変更が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。

※事前溶出試験で土壤環境基準を超えなかったセメント及びセメント系固化材を地盤改良に使用する場合は、事後溶出試験を実施することを要しない。但し、火山灰質粘性土を改良する場合は、事後溶出試験結果にかかわらず、事後溶出試験を実施する。「配合設計の段階で実施する環境庁告示46号」

六価クロム溶出試験対象工種及び検体数

対象工種	対象工法	配合設計 段階検体数	施工後 段階検体数	備考
管理棟	地盤改良工(浅層混合)	1	1	合計 2検体
ポンプ室棟	地盤改良工(柱状改良)	9	9	合計 18検体

(2) 地盤改良

地盤改良の施工管理は本特記仕様書によるほか、「建築物のための改良地盤の設計及び品質管理指針」（日本建築センター）に準拠する。

3. 競争参加資格確認資料（施工計画）の確認

競争参加資格申請時に受注者が提出した競争参加資格確認資料の施工計画については、発注者及び受注者相互で確認する。

第11章 条件変更の補足説明

本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。

- 1) 掘削土の土質に著しい相違があった場合
- 2) 購入土が必要になった場合
- 3) 土質試験の結果、盛土材について変更が生じた場合
- 4) 土質調査が必要となった場合

- 5) 破碎の必要な転石等の出現があった場合
- 6) 地下埋設構造物（埋蔵文化財含む）の出現があった場合
- 7) 鋼矢板打設工法に変更が生じた場合
- 8) 指定仮設に変更が生じた場合
- 9) 産業廃棄物処理場に変更が生じた場合
- 10) 産業廃棄物の種類、及び処理量に変更が生じた場合
- 11) 仮置場に変更が生じた場合
- 12) 工事用道路が通常の運行によって破損し、これを補修する必要が生じた場合
- 13) 材料の規格、数量に変更が生じた場合
- 14) 排水処理工法に変更が生じた場合
- 15) 運搬土量に変更が生じた場合
- 16) 防塵、防音及び防振処理等の対策工の必要が認められた場合
- 17) 第三者との協議等による変更が生じた場合
- 18) 既設構造物に保護の必要が生じた場合
- 19) 原形復旧を追加する必要が生じた場合
- 20) 交通誘導警備員の配置、人数に変更が生じた場合
- 21) 歩掛調査等の追加が生じた場合
- 22) 工事用地の変更に伴う変更が生じた場合
- 23) 関連工事の工種・工程等の変更に伴う本工事に変更が生じた場合
- 24) 現地精査の結果、設計図書に著しい変更が生じた場合
- 25) コンクリートの打込みから材齢 28 日までの予想平均気温が異なり、温度補正值に変更が生じた場合。
- 26) 地盤改良工法又は地盤改良材に変更が生じた場合。
- 27) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、試験方法・数量等に変更が生じた場合。
- 28) 六価クロム溶出試験又はタンクリーチング試験の結果、処理対策等が必要となった場合。
- 29) その他精査により変更が生じた場合
- 30) その他監督職員が必要と認めたもの

第 12 章 設計変更の業務

受注者は、設計変更が生じ、契約変更に必要な測量設計図書の作成を監督職員から指示された場合は、それに応じるものとする。

なお、その費用については別途協議する。

第 13 章 ワンデーレスポンス試行に関する事項

1. 定義

この工事は、ワンデーレスポンス試行対象工事である。

「ワンデーレスポンス」とは、監督職員が受注者からの協議等に対する指示、通知を原則「その日のうち」に回答する対応である。ただし、「その日のうち」の回答が困難な場合は、いつまでに回答が必要なのかを受注者と協議のうえ、回答日を通知するなど、何らかの回答を「その日のうち」にすることである。

なお、「その日のうち」とは、午前中に協議等が行われたものは、その日のうちに回答することを原則とし、午後には協議が行われたものは、翌日中に回答するものとする。（ただし原則として閉庁日を除く。）

2. 履行義務

- (1) 受注者は、施工計画に基づいて適正な計画工程を作成し、工事の先々を予見しながら、施工するものとする。
- (2) 受注者は工事施工中において、問題が発生した場合、及び計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに速やかに監督職員へ報告することとする。

第14章 その他

1. 契約後VE方式

(1) 定義

「VE提案」とは、工事請負契約書第19条の2の規定に基づき、契約締結後、設計図書に定める工事的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等の設計図書の変更について、受注者が発注者に行う提案をいう。

(2) VE提案の意義及び範囲

1) VE提案の範囲は、設計図書に定められている内容のうち工事材料及び施工方法等に係る変更により請負代金額の低減を伴うものとし、原則として工事的物的物の変更を伴わないものとする。

2) ただし、次の提案は、VE提案の範囲に含めないものとする。

①施工方法等を除く工期の延長等の施工条件の変更を伴う提案

②工事請負契約書第18条（条件変更等）に基づき条件変更が確認された後の提案

③競争参加資格要件として求めた同種工事又は類似工事の範囲を超えるような工事材料、施工方法等の変更の提案

(3) VE提案書の提出

1) 受注者は、(2)のVE提案を行う場合は、次に掲げる事項をVE提案書（様式1～様式4）に記載し、発注者に提出しなければならない。

①設計図書に定める内容とVE提案の内容の対比及び提案理由

②VE提案の実施方法に関する事項（当該提案に係る施工上の条件等を含む）

③VE提案が採用された場合の工事代金額の概算低減額及び算出根拠

④発注者が別途発注する関連工事との関係

⑤工業所有権を含むVE提案である場合、その取り扱いに関する事項

⑥その他VE提案が採用された場合に留意すべき事項

2) 発注者は、提出されたVE提案書に関する追加的な資料、図書その他の書類の提出を受注者に求めることができる。

3) 受注者は、VE提案を契約締結の日より、原則として当該VE提案に係る部分の施工に着手する日の35日前までに、発注者に提出できるものとする。

4) VE提案の提出費用は、受注者の負担とする。

(4) VE提案の適否等

1) 発注者は、VE提案の採否について、原則として、VE提案を受領した日の翌日から14日以内に書面（様式5）により通知するものとする。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、受注者の同意を得た上でこの期間を延長することができるものとする。

2) また、VE提案が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知するものとする。

3) VE提案の審査に当たっては、施工の確実性、安全性、設計図書と比較した経済性等を評価する。

4) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第19条の2（設計図書の変更に係る受注者の提案）の規定に基づくものとする。

5) 発注者は、VE提案により設計図書の変更を行う場合は、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）の規定により請負代金額の変更を行うものとする。

6) 前項の変更を行う場合においては、VE提案により請負代金額が低減すると見込まれる額の10分の5に相当する金額（以下、「VE管理費」という）を削減しないものとする。

7) VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合において、発注者がVE提案に対する変更案を求めた場合、受注者はこれに応じるものとする。

8) 発注者は、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合には、工事請負契約書第25条（請負代金額の変更方法等）第1項の規定に基づき、請負代金額の変更を行うものとする。VE提案を採用した後、工事請負契約書第18条（条件変更等）の条件変更が生じた場合の前記6)のV

E管理費については、変更しないものとする。

ただし、双方の責に帰することができない事由（不可抗力、予測不可能な事由等）により、工事の続行が不可能又は著しく工事低減額が減少した場合においては、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

(5) VE提案書の使用

発注者は、VE提案を採用した場合、工業所有権が設定されたものを除き、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、当該工事以外の工事においてその内容が無償で使用する権利を有するものとする。

(6) 責任の所在

発注者が、VE提案を適正と認め、設計図書の変更を行った場合においても、VE提案を行った受注者の責任が否定されるものではないこととする。

2. 電子納品

工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づいて作成し、次のものを提出しなければならない。

なお、提出資料は次のとおりとする。

- ・工事完成図書の電子媒体（CD-R、若しくはDVD-R） 正副2部
- ・工事完成図書の出（電子納品の出力、市場のファイルとじて可） 1部

3. 部分払いについて

本工事の部分払いは、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施し、円滑かつ速やかな工事代金の流通を確保することによって、より双務性及び質の高い施工体制の確保を目指すため、別添「出来高部分払方式実施要領」に基づき行うものとする。

4. 配置予定監理技術者等の専任期間

請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、現場に着手する日については、請負契約の締結後、監督職員との打合せにおいて定める。

また、現場への専任の期間については、契約工期が基本となるが、契約工期内であっても、工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く）事務手続き、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の工事現場への専任を要しない。

なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日（例：「合格通知書」における日付）とする。

第15章 定めなき事項

1. この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。